

# リスト規制の候補の一覧

注1) 品目の記載において、「等」は、その附属装置、又はその部分品若しくは附属品を指す。

注2) 一覧表は4ページ構成で、「1項～15項」と「補足」まで確認する必要がある。

注3) 赤字は、使用の技術・情報が広く規制されており、物品の操作方法を教える程度のもので規制される場合があるので、注意を要する。

2024/9/8 版

| 項番            | 品目  | 項番     | 品目   | 項番     | 品目   | 項番             | 品目   |                                     |
|---------------|---|--------|--|--------|--|----------------|--|-------------------------------------|
| <b>1項 武器</b>  |   |        |  |        |  |                |  |                                     |
| (1)           | 鉄砲、鉄砲に用いる銃砲弾等   | (5)    | 放射線を照射した核燃料物質・核原料物質の分離用・再生用に設計した装置等、その制御装置   | (20)   | ほう素10  | (41)           | 1. 3個以上の電極を有する冷陰極管                             |                                     |
| (2)           | 爆発物、爆発物を投下・発射する装置等  | (6)    | リチウムの同位元素の分離用の装置、核燃料物質の成型加工用の装置  | (21)   | 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質                     |                | 2. トリガー火花間げき                                   |                                     |
| (3)           | 火薬類又は軍用燃料   | (7)    | ウラン・プルトニウムの同位元素の分離用の装置等  | (22)   | アクチノイドに対し耐食性のある材料を用いたつぼ                          |                | 3. 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品                  |                                     |
| (4)           | 火薬又は爆薬の安定剤  | (8)    | 周波数変換器等  | (23)   | ハフニウム、ハフニウム合金の地金・くず、ハフニウム化合物、又はこれらの半製品・一次製品      |                | 4. パルス用コンデンサ                                   |                                     |
| (5)           | 指向性エネルギー兵器等   | (9)    | ニッケルの粉 又はこれを用いて製造した多孔質金属   | (24)   | リチウム、リチウム合金の地金・くず、リチウム化合物、リチウム混合物、又はこれらの半製品・一次製品 |                | 5. パルス発生器                                      |                                     |
| (6)           | 運動エネルギー兵器、運動エネルギー兵器の発射体等  | (10)   | 重水素、重水素化合物の製造に用いられる装置等   | (25)   | タングステン、タングステンの炭化物、又はタングステン合金の一次製品                |                | 6. キセノンせん光ランプの発光装置                             |                                     |
| (7)           | 軍用車両等、軍用仮設橋等  | (10の2) | ウラン・プルトニウム関連の製造用の装置等   | (26)   | ジルコニウム、ジルコニウム合金の地金・くず、ジルコニウム化合物、又はこれらの半製品・一次製品   |                | 7. 雷管の部分品                                      |                                     |
| (8)           | 軍用船舶、軍用船舶の船体等   | (11)   | しごきスピニング加工機等   | (27)   | ふっ素製造用の電解槽                                       |                | (42)   | 陽極パルス立上り時間が短い光電子増倍管                 |
| (9)           | 軍用航空機等  | (12)   | 1. 数値制御可能な工作機械<br>2. 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用できるものを含む。)   | (28)   | ガス遠心分離機のロータ製造用の装置、組立用の装置等                        |                | (43)   | トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置 |
| (10)          | 防潜網、魚雷防御網 又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん  | (13)   | 誘導炉、アーク炉、プラズマ・電子ビームを用いた溶解炉等  | (29)   | 遠心力式鈎合試験機  |                | (44)   | 放射線被ばく防止のための遠隔操作のマニピュレーター           |
| (11)          | 装甲板、軍用ヘルメット、防弾衣等  | (14)   | アイソスタチックプレス等   | (30)   | フィラメントワインディング装置等                                 | (45)           | 放射線を遮蔽するように設計した窓又はその窓枠                         |                                     |
| (12)          | 軍用探照灯又はその制御装置   | (15)   | 以下のロボット等、その制御装置<br>1. 防爆構造のもの<br>2. 放射線による影響を防止するように設計したもの   | (31)   | ガスレーザー発振器、固体レーザー発振器、又は色素レーザー発振器                  | (46)           | 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ              |                                     |
| (13)          | 軍用の細菌製剤、化学製剤、放射性製剤 又はこれらの散布、防護、浄化、探知、識別のための装置等  | (16)   | 振動試験装置等  | (32)   | 質量分析計、又はイオン源                                     | (47)           | トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物                       |                                     |
| (13の2)        | 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物  | (17)   | 以下の構造材料<br>1. アルミニウム合金<br>2. 炭素繊維、アラミド繊維、ガラス繊維、炭素繊維やガラス繊維を使用したプリプレグ、炭素繊維やアラミド繊維を使用した成型品<br>3. マルエージング鋼<br>4. チタン合金 | (33)   | 六ふっ化ウランに耐食性のある材料を用いた圧力計・ベローズ弁                    | (48)           | トリチウムの製造・回収・貯蔵に用いられる装置等                        |                                     |
| (14)          | 軍用の化学製剤の探知・識別のための生体高分子・その製造用の細胞株 又は 軍用の化学製剤の浄化・分解のための生体触媒・その製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター・ウイルス・細胞株 | (18)   | ベリリウム、ベリリウム合金の地金・くず、ベリリウム化合物、又はこれらの半製品・一次製品  | (34)   | ソレノイドコイル形の超電導電磁石                                 | (49)           | 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒           |                                     |
| (15)          | 軍用火薬類の製造設備・試験装置等  | (19)   | 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質、又はその原料となる物質   | (35)   | 真空ポンプ  | (50)           | ヘリウム3  |                                     |
| (16)          | 兵器の製造用に特に設計した装置・試験装置等   |        |  | (35の2) | スクロール型圧縮機又は真空ポンプであってベローズシールを用いたもの                | (51)           | レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一次製品                 |                                     |
| (17)          | 軍用人工衛星等   |        |  | (36)   | 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置                             | (52)           | 防爆構造の容器  |                                     |
| <b>2項 原子力</b> |   |        |  |        |  |                |  |                                     |
| (1)           | 核燃料物質又は核原料物質  |        |  | (37)   | 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置                             | <b>3項 化学兵器</b> |  |                                     |
| (2)           | 原子炉・その部分品・その附属装置又は原子炉用に設計した発電・推進のための装置  |        |  | (38)   | 電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置                          | (1)            | 毒性のある化学製剤の原料となる物質、軍用化学製剤と同等の毒性を有する物質・その原料となる物質 |                                     |
| (3)           | 重水素 又は 重水素化合物   |        |  | (39)   | 発射体を用いる衝撃試験機                                     | (2)            | 1. 反応器   |                                     |
| (4)           | 人造黒鉛  |        |  | (40)   | 高速度撮影が可能なカメラ等                                    |                | 2. 貯蔵容器  |                                     |
|               |   |        |  |        | 流体の速度の測定用の干渉計、圧力測定器 又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器       |                | 3. 熱交換器、凝縮器等                                   |                                     |
|               |   |        |  |        |  |                | 4. 蒸留塔、吸収塔等                                    |                                     |
|               |   |        |  |        |  |                | 5. 充填用の機械                                      |                                     |
|               |   |        |  |        |  | 6. かくはん機等      |  |                                     |



| 項番               | 品目   | 項番  | 品目   | 項番  | 品目   | 項番   | 品目   |                |      |
|------------------|--|---|--|---|--|--|--|----------------|------|
| (2)              | 7. 弁等  | (3)   | 以下の推進装置等、モータケースのライニング、断熱材、多段ロケット切離し装置、段間継手、これらの製造用装置、これらの製造用工具、これらの試験装置等 | (15)  | 4. マルエージング鋼  | (26)   | ロケット・無人航空機に使用できる集積回路、探知装置、レードーム  |                |      |
|                  | 8. 多重管   |   |  |   | 5. チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼                    |  |  |                |      |
|                  | 9. ポンプ等  |   |  |   | <b>5項 先端材料</b>   |  |  |                |      |
|                  | 10. 焼却装置   |   |  |   |  |  |  |                |      |
|                  | 11. 空気中の物質を検知する装置等   |   |  |   |  |  |  |                |      |
| (3)              | (2)1,2の反応器と貯蔵容器の修理に用いられる組立品等   | 1. ロケット推進装置   | (16)   | 以下の装置、その製造用装置、その製造用工具、その試験装置、その校正装置、その心合わせ装置等 | (1)  | ふっ素化合物の製品で、航空機・人工衛星・宇宙開発用飛しょう体を使用するように設計したもの |  |                |      |
| <b>3の2項 生物兵器</b> |  | 2. ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン | (16)   | 1. 加速度計                                       | (2)  | 削除   |  |                |      |
| (1)              | ウイルス、細菌、菌類、毒素、毒素のサブユニット、遺伝子改変生物、遺伝要素(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。) | (4)   | しごきスピニング加工機等   | (16)  | 2. ジャイロスコープ  | (3)  | 芳香族ポリイミドの製品  |                |      |
|                  |  | (5)   | 推進薬の制御装置用の以下のもの  | (17)  | 3. 1又は2の物品を用いた装置                                       | (4)  | チタン・アルミニウム・これらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具   |                |      |
|                  |  | (5)   | 1. サーボ弁  | (17)  | 4. 航法装置  | (5)  | ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金、マグネシウム合金、これらの粉、これらの製造用の装置等   |                |      |
|                  |  | (5)   | 2. ポンプ   | (17)  | 5. 磁気方位センサー  | (6)  | 金属磁性材料   |                |      |
|                  |  | (5)   | 3. ガスタービン  | (18)  | ロケット・無人航空機用の飛行制御装置、姿勢制御装置、これらの試験装置、これらの校正装置、これらの心合わせ装置 | (7)  | ウランチタン合金、タングステン合金  |                |      |
| (5の2)            | (5)2. のポンプの軸受  | (18)  | アピオニクス装置等  | (8)   | 超電導材料  |  |  |                |      |
| (2)              | 1. 物理的封じ込めに用いられる装置   | (6)   | 推進薬、その原料となる物質  | (18の2)  | ロケット・無人航空機に使用できる熱電池                                    | (9)  | 削除   |                |      |
|                  | 2. 発酵槽等  | (7)   | (6)の物品の製造用装置、その製造用工具・その試験装置等   | (19)  | 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計・重力勾配計                                | (10)   | 潤滑剤として使用できる材料であって、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル、又はこれらの混合物を主成分とするもの                       |                |      |
|                  | 3. 遠心分離機   | (8)   | 連続式若しくはバッチ式の混合機等   | (20)  | ロケット・無人航空機の発射台、それらの地上支援装置                              |  |  |                |      |
|                  | 4. クロスフローろ過用の装置等   | (9)   | ジェットミル、粉末状の金属の製造用の装置等  | (21)  | ロケット・無人航空機に使用できる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置、追跡装置                 |  |  |                |      |
|                  | 5. 凍結乾燥器   | (10)  | 複合材料・繊維・プリプレグ・プリフォームの製造用装置等  | (22)  | ロケット搭載用の電子計算機  | (11)   | 振動防止用に使用できる液体であって、ジプロモテトラフルオロエタン、ポリクロトリフルオロエチレン、ポリプロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの                                       |                |      |
|                  | 5の2. 噴霧乾燥器   | (11)  | ノズルであって、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの                                  | (23)  | ロケット・無人航空機に使用できるアナログデジタル変換器                            |  |  |                |      |
|                  | 6. 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置  | (12)  | ロケット推進装置のノズル、再突入機先端部の製造用装置、その制御装置  | (24)  | 振動試験装置、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器、電子加速器を用いた装置        | (12)   | 冷媒用の液体であって、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの |                |      |
|                  | 7. 粒子状物質の吸入の試験用装置  | (13)  | アイソスタチックプレス、その制御装置   |   |  |  |  |                |      |
|                  | 8. 噴霧器若しくは煙霧機等   | (15)  | 以下の構造材料  | (24の2)  | ロケット設計用の電子計算機  | (13)   | チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末  |                |      |
|                  | 9. 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置  |   |  |   |  |  |  | 1. 複合材料又はその成型品 | (25) |
| <b>4項 ミサイル</b>   |  |   |  |   |  |  |  | 2. 人造黒鉛        |      |
| (1)              | ロケット、その製造用装置、その製造用工具・その試験装置等   | 3. タングステン・モリブデンの粉   |  |   |  |  |  |                |      |
| (1の2)            | 無人航空機、その製造用装置、その製造用工具・その試験装置等  |   |  |   |  |  |  |                |      |
| (2)              | 多段ロケットの各段、再突入機、誘導装置、推力の方向制御装置、これらの製造用装置、これらの製造用工具、これらの試験装置等                                  |   |  |   |  |  |  |                |      |



続く

| 項番             | 品目  | 項番                 | 品目  | 項番               | 品目   | 項番                   | 品目   |      |   |
|----------------|---|--------------------|---|------------------|--|----------------------|--|------|---|
| (14)           | セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの   | (7)                | 以下のロボット、その制御装置等<br>1. 防爆構造のもの<br>2. 放射線による影響を防止するように設計したもの<br>3. 高い高度で使用することができるように設計したもの | (16)             | 半導体素子・集積回路・半導体物質の製造用装置、これらの試験装置等   | (7)                  | 暗号装置等  |      |   |
|                |   |                    |   | (17)             | マスク、レチクル、ペリクル等   | (8)                  | 情報伝達する信号の漏えいを防止する装置等                                 |      |   |
|                |   |                    |   | (17の2)           | マスクの製造に用いられる基材   | (9)                  | 削除   |      |   |
| (15)           | ポリジオルガノシラン、ポリシラザン、ポリカルボシラザン   | (8)                | フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル                                     | (18)             | 半導体基板  | (10)                 | 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム等                               |      |   |
| (16)           | ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド、ポリビフェニレンエーテルスルホン  |                    |   | (19)             | レジスト   | (11)                 | (7)から(10)の物品の設計用の装置、これらの製造用の装置、これらの測定装置              |      |   |
|                |   |                    |   | (20)             | アルミニウム・ガリウム・インジウムの有機金属化合物又は磷・砒素・アンチモンの有機化合物                                |                      |  |      |   |
| (17)           | ふっ化ポリイミド、ふっ化ホスファゼン  | (9)                | 絞リスピニング加工機  | (21)             | 磷、砒素、アンチモンの水素化合物   | <b>10項 センサー・レーザー</b> |  |      |   |
| (18)           | 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(16)を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置等  | <b>7項 エレクトロニクス</b> |   | (22)             | 炭化けい素・窒化ガリウム・窒化アルミニウム・窒化アルミニウムガリウム・三酸化ニガリウム・ダイヤモンドの基板又はインゴット、プールその他のプリフォーム |                      |  | (1)  | 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置、船舶用の対地速力の測定装置等   |
|                |   | (1)                | 集積回路  | (23)             | 多結晶の基板   | (2)                  | 光検出器、その冷却器等、光検出器を用いた装置                               |      |   |
|                |   | (2)                | マイクロ波用機器等、ミリ波用機器の部分品  | <b>8項 コンピュータ</b> |  | (3)                  | 電子計算機等   | (3)  | センサー用の光ファイバー                              |
| (19)           | ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン   | (3)                | 弾性波・音響光学効果を利用する信号処理装置等  | <b>9項 通信関連</b>   |  | (4)                  | 電子式のカメラ等   |      |   |
|                |   | (4)                | 超電導材料を用いた装置   | (1)              | 伝送通信装置等  | (5)                  | 反射鏡  |      |   |
| <b>6項 材料加工</b> |   | (5)                | 超電導電磁石  | (2)              | 電子式交換装置  | (6)                  | 光学部品であつて、セレン化亜鉛や硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの               |      |   |
| (1)            | 軸受等   | (6)                | 一次セル、二次セル、太陽電池セル  | (3)              | 通信用の光ファイバー   | (7)                  | 光学器械・光学部品の制御装置                                       |      |   |
| (2)            | 数値制御可能な工作機械   | (7)                | 高電圧用コンデンサ   | (4)              | 削除   | (7の2)                | 非球面光学素子  |      |   |
| (3)            | 歯車製造用の工作機械  | (8)                | エンコーダ等  | (5)              | フェーズドアレーアンテナ   | (8)                  | レーザー発振器等、その試験装置                                      |      |   |
| (4)            | アイソスタチックプレス等  | (8の2)              | パルス出力の切換え用サイリスターデバイス、サイリスターモジュール  | (5の2)            | 監視用の方向探知機等   | (8の2)                | レーザー光を利用して音声を探知する装置                                  |      |   |
| (5)            | コーティング装置、その自動操作のための部分品  | (8の3)              | 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール  | (5の3)            | 無線通信傍受装置、通信妨害装置、これらの作動を監視する装置等   | (9)                  | 磁力計、水中電場センサー、磁場勾配計、これらの校正装置等                         |      |   |
| (6)            | 以下の測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用できるものを含む。)<br>1. 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの<br>2. 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの<br>3. 表面粗さを測定することができるもの | (8の4)              | 電気光学効果を利用する光変調器   | (5の4)            | 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知できる装置                        | (9の2)                | 水中において磁場又は電場を検知する装置                                  |      |   |
|                |   | (9)                | サンプリングオシロスコープ   | (10)             | 監視用の方向探知機等   | (10)                 | 重力計、重力勾配計  |      |   |
|                |   | (10)               | アナログデジタル変換器   | (11)             | デジタル方式の記録装置  | (11)                 | レーダー等  |      |   |
|                |   | (11)               | デジタル方式の記録装置   | (12)             | 信号発生器  | (11の2)               | 光センサーの製造用のマスク又はレチクル                                  |      |   |
|                |   | (12)               | 信号発生器   | (13)             | 周波数分析器   | (5の5)                | インターネットの利用により通信の内容を監視する装置等                           | (12) | 光の反射率の測定装置、レンズ・反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る) |
|                |   | (13)               | 周波数分析器  | (14)             | ネットワークアナライザー   | (6)                  | (1)から(5の5)までの物品の設計用の装置、これらの製造用の装置、これらの測定装置、これらの試験装置等 | (13) | 重力計の製造用の装置、校正装置                           |
|                |   | (14)               | ネットワークアナライザー  | (15)             | 原子周波数標準器   |                      |  | (14) | 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶         |
| (15の2)         | スプレー冷却方式の熱制御装置  |                    |   |                  |  |                      |  |      |   |



続く

| 項番              | 品目   | 項番             | 品目   | 項番   | 品目   | 項番  | 品目  |
|-----------------|--|----------------|--|--|--|-----|---|
| <b>11項 航法関連</b> |  | (3)            | ロケット推進装置等  | (6)  | 宇宙用に設計した光検出器                                     | (i) | 超塑性成形、拡散接合、直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具(型を含む。)<br>(6項(4)/18条4項) |
| (1)             | 加速度計等  | (4)            | 無人航空機等   | (7)  | 送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー等                          |     |   |
| (2)             | ジャイロスコープ等  | (5)            | (1)から(4)まで若しくは15項(10)の物品の試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置・工具等 | (8)  | 単独で航行できる潜水艇                                      | (j) | 航空機材の製造用の液圧式引張成形機<br>(6項(5)/18条5項)                      |
| (3)             | 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置   |                |  | (9)  | 排水量が1,000トン以上の船舶に使用できる防音装置                       |     |   |
| (4)             | ジャイロ天測航法装置、天体・人工衛星の自動追跡により位置・針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置等、航空機用の高度計 | <b>14項 その他</b> |  | (10)   | ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等              | (k) | 電子管、半導体素子<br>(7項(5)/19条5項二号～五号)                         |
| (4の2)           | 水中ソナー航法装置等   | (1)            | 粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含む)                              | 【補足】1項～15項以外の物品で技術・情報の規制を受けるもの(外為令別表/貨物等省令の項番) |  |     |   |
| (5)             | (1)から(4の2)までの物品の試験装置、校正装置、心合わせ装置、製造用の装置                                  | (2)            | 火薬又は爆薬の主成分、添加剤、前駆物質となる物質                           | (a)  | 工作機械のための数値制御装置<br>(2項(2)/15条2項)                  | (l) | レーザーを用いた通信装置(大気圏外・水中との通信用)<br>(9項(2)/21条2項六号)           |
|                 |  | (3)            | 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン等                                | (b)  | ロケット・無人航空機搭載用の電子計算機<br>(4項(3)/16条3項一～三号)         |     |   |
| <b>12項 海洋関連</b> |  | (4)            | 削除   | (m)  | 法執行による通信の監視・分析等<br>(9項(2)/21条2項十五号、十六号)          | (n) | 光学的被膜関連装置<br>(10項(3)/22条3項一号)                           |
| (1)             | 潜水艇  | (5)            | 自給式潜水用具等   |  |  |     |   |
| (2)             | 船舶の部分品、附属装置  | (6)            | 航空機で輸送することができるように特に設計した土木機械等                       | (d)  | 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置<br>(4項(5)/16条5項) | (p) | 反射鏡システム<br>(10項(3)/22条3項三号)                             |
| (3)             | 水中から物体を回収するための装置   | (7)            | ロボット、その制御装置等                                       | (e)  | セラミック粉末又はセラミック<br>(5項(3)/17条3項一号、二号)             |     |   |
| (4)             | 水中用の照明装置   | (8)            | 削除   | (f)  | ポリベンゾチアゾール、ポリベンゾオキサゾール<br>(5項(4)/17条4項)          | (r) | レーザー光に対する物質の耐久性試験用装置、その標的<br>(10項(7)/22条6項)             |
| (5)             | 水中用のロボット   | (9)            | 催涙剤・くしゃみ剤(個人護身用のものを除く)、これらの散布、防護、探知、識別のための装置等      |  |  |     |   |
| (6)             | 大気から遮断された状態で使用できる動力装置  | (10)           | 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置等                             | (h)  | 有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料<br>(5項(7)/17条6項二号)      | (t) | 航空機等<br>(13項(4)/25条4項)                                  |
| (7)             | 回流水槽   | (11)           | 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置                    |  |  |     |   |
| (8)             | 浮力材  |                |  | <b>15項 機微品目</b>                                |  |     |   |
| (9)             | 閉鎖回路式・半閉鎖回路式の自給式潜水用具   | (1)            | 無機繊維又は5項(16)の物品を用いた繊維を使用した成型品                      | END  |  |     |   |
| (10)            | 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置   | (2)            | 電波・赤外線吸収材、導電性高分子                                   |  |  |     |   |
| <b>13項 推進装置</b> |  | (3)            | 核熱源物質  |  |  |     |   |
| (1)             | ガスタービンエンジン等  | (4)            | チャネルの数が1,000を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置等                   |  |  |     |   |
| (2)             | 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体等   | (4の2)          | 簡易爆発装置を事前に爆発させ、若しくはその爆発を防止するように設計した無線送信装置等         |  |  |     |   |
| (2の2)           | 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御、その作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの                 | (5)            | 音波を利用した水中探知装置等                                     |  |  |     |   |